

外国法事務弁護士の登録検討中の皆様へ

Welcome to Ichi-ben !

第一東京弁護士会への外国法事務弁護士の登録

Q & A

はじめに

我が第一東京弁護士会（以下「一弁」といいます。）は、1923年（大正12年）に東京弁護士会から分離・独立して設立された弁護士会です。謙譲と協和という創立時の精神は現在まで引き継がれ、他会と比し穏健中立な会風を特徴としています。2021年（令和3年）2月1日時点での当会の会員数は、弁護士6,053名、外国法事務弁護士138名です。

当会としては、より多くの、外国で弁護士資格を有する方に会員となっていただけることを、心より歓迎いたします。

本書（Welcome to Ichi-ben！）は、外国法事務弁護士となるための手続を分かりやすくご説明するため、Q&A形式で作成されています。本書は、2021年（令和3年）2月現在の法令・諸規則および法務省の「外国法事務弁護士 承認・指定申請等の手引 令和2年8月改訂版」（以下「手引」といいます。）に基づいております。

当会への登録申請を検討される外国で弁護士資格を有する方および所属法律事務所のスタッフの皆様にとって、本書がお役に立てば幸いです。本書または外国法事務弁護士としての登録手続全般についてご質問があれば、一弁の会員課（Q37をご参照ください。）まで、遠慮なくご連絡ください。

【ご利用にあたっての注意事項】

本書は、外国法事務弁護士についての資格承認、特定外国法（承認の基礎となった原資格国法以外の外国法）の指定および登録申請について、2021年（令和3年）2月現在の内容を、申請者の経験などを踏まえつつまとめたものです。

弁護士法、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法その他の法令の解釈または適用について、法務省、裁判所、捜査機関、日本弁護士連合会または単位弁護士会が、本書の内容とは異なる判断をする可能性があります。その点を充分にご理解の上、本書をご活用ください。

* * *

1. 外国法事務弁護士となるための手続の概要

Q1 外国で弁護士資格を有していても、日本では弁護士の活動はできないのですか？

A1 日本では、日本の弁護士または弁護士法人以外の者が、報酬を得る目的で法律事務の取扱いをすることが禁止されています（弁護士法 72 条）。禁止される法律事務の取扱いには日本以外の法律に基づく法律事務の取扱いも含まれますので、外国での弁護士資格を有していても、日本において、報酬を得る目的で法律事務の取扱いをすることはできません。

外国弁護士（外国法事務弁護士の登録未了の外国の弁護士資格を有する人）が日本でその資格に基づく法律事務を行うには、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に基づき、外国法事務弁護士となるための資格の承認を受けた上で、外国法事務弁護士として登録を行うことが必要です。

以下では、この 1.で外国法事務弁護士の制度の大きな点について触れ、2.で資格の承認を受けるための手続きを、3.で登録を受けるための手続きに触れることとします。

Q2 外国で弁護士資格を有していても、外国法事務弁護士になることができない場合がありますか？

A2 外国法事務弁護士となることができない場合があります。外国法事務弁護士となるためには、まずは外弁法に基づき外国法事務弁護士となる資格があることの承認を受けなければなりません。この承認を受けるための要件には、①外国弁護士（外国において法律事務を行うことを職務とする者で、日本の弁護士に相当するもの。弁護士相当職）であること、および②当該外国で外弁法と同様の扱いがなされていること（相互主義）が含まれます。

弁護士相当職であるか否かの審査に際し、先例がある国であれば、原則として、詳細な立証は必要ありません（注）。一方で、先例のない国については、当該国の弁護士制度に関する調査や証拠書面の提出など審査手続に時間を要し（その審査だけで数ヶ月程度の期間を要し、赴任していた弁護士が結局承認を受ける前に母国に帰国したケースもあります。）、または最終的に外国法事務弁護士の登録が認められない場合もあります。疑問があれば、法務省へご相談ください。

（注）上記①の弁護士相当職の要件および上記②の相互主義についての先例については、米国や欧州各国、アジア・オセアニア諸国ほかの事例があります。手引 36、37 頁をご参照ください。

[参考] 外弁法 2 条 2 号、7 条、10 条。手引 32-37 頁。

Q 3 複数の外国での弁護士資格を有する場合、外国法事務弁護士になれば別の手続なしに、他の外国法についても業務を行うことができますか。

A 3 できません。外国法事務弁護士としての承認の基礎となった外国法（以下「原資格国法」といいます。）以外の外国法について外国弁護士資格などを有しております、その外国法に関する法律事務を取り扱うには、当該外国法について法務大臣の指定を受けたうえで（以下かかる指定を受けた外国法を「指定法」といいます。）、日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）に備える外国法事務弁護士名簿に指定法の付記を受ける必要があります、その際、東京では、東京三会のいずれかを通じてその申請をすることとなります。なお、アメリカ合衆国、オーストラリアおよびカナダでは、国ごとではなく州、属地などの構成単位ごとに原資格国法を定めます。

[参考] 外弁法 4 条、5 条、34 条。外弁法施行規則 1 条、別表。手引 5 頁、23 頁以下。

Q 4 外国法事務弁護士となった場合に、どのような活動が許されることになりますか。

A 4 原資格国法および指定法について、法律事務（後記 Q 5 の活動を除きます。）を行うことが許されます。

なお、日本法について法律事務を提供することや、原資格国法および指定法以外の外国法（以下「第三国法」といいます。）について法律事務を提供することは禁止されますのでご留意ください。ただし、当該外国法にかかる外国弁護士や外国法事務弁護士から書面による助言を受けたときは、第三国法に関する法律事務を行うことができるとされています。

[参考] 外弁法 4 条、5 条、5 条の 2、5 条の 3。手引 参考資料 1 外国法事務弁護士の概要と職務の範囲。

Q 5 外国法事務弁護士となつても許されない活動にはどのようなものがありますか。

A 5 原資格国法または指定法に関する法律事務である場合、または例外的に第三国法の法律事務が認められる場合（前記 Q 4 参照）であっても、訴訟代理や刑事弁護、国内所在の不動産または工業所有権等の得喪・変更を主な目的とする法律事件の代理・文書作成等は禁止されています。また、上記以外の国内所在の不動産または工業所有権等の得喪・変更を目的とする事件（すなわち、国内所在の不動産または工業所有権等の得喪・変更を目的とするが、これが主な目的ではない事件）の代理・文書作成および日本国民を当事者とする親族関係事件等の代理等については、日本の弁護士との共同遂行または日本の弁護士の書面による助言等を要するといった制約がありますのでご留意ください。

ただし、上記に関わらず、外国法事務弁護士は、国際仲裁事件および国際調停事件（外弁法 2 条 11 号、11 号の 2 に定めるもの）の手続については、その当事者の代理を行うことができます。

[参考] 外弁法 4 条、5 条、5 条の 2、5 条の 3。手引 参考資料 1 外国法事務弁護士の概要と職務の範囲。

Q6 外国弁護士は外国法事務弁護士にならなければ日本では一切活動できないのですか。外国法事務弁護士ではなくてもできる活動にはどのようなものがありますか。

A6 日本の弁護士法上、弁護士または弁護士法人以外の者が法律事務（外国法に関するものを含みます。）を取り扱うことは禁止され、違反は刑事罰の対象となります。外国法事務弁護士は、その例外として外弁法の範囲内で原資格国法または指定法などに関する法律事務が認められることになります。そのため、外国法事務弁護士としての登録を受けていない外国弁護士は、法律事務を取り扱うことはできません。また、他の弁護士や外国法事務弁護士から職務に関する報酬の分配を受けることも禁止されます。

もっとも、外国法事務弁護士の登録をしていなくとも、日本国内で日本の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士または外国法事務弁護士法人に雇用され、これらの雇用者に対し、資格取得国の法に関する助言をすることは可能と考えられます。なお、かかる雇用の場合においても、顧客に対する法律事務の提供を行うことはできないことにご留意ください。

海外の法律事務所でパートナーである外国弁護士が来日して日本に滞在している期間中も、外国法事務弁護士としての登録が未了の間は、外国弁護士としての資格を有する外国に居住していればパートナーとして当然に行えると解される業務や行為であっても、違法とされ、または禁止される行為が存在します。外国法事務弁護士としての登録が未了の間は、本国法に基づく法律事務の提供を行えないのはもちろんのこと、他の弁護士や外国法事務弁護士などから職務に関する報酬の分配を受けることも禁止されます。そのため、登録前に来日しても、依頼者に助言はできませんし、請求書を自己の名称で発行することはできません。

[参考] 外弁法 10 条 2 項。手引 40 頁。

Q7 外国法事務弁護士となるための手続を進める場合、パートナーとアソシエイトで注意すべきことに何か違いがありますか。

A7 登録要件に違いはないものの、承認申請にあたり法務省に提出する書類に違いがあります。例えば、共同経営者であるパートナーの場合は、所属する外国法事務弁護士事務所の全パートナーがサインしたサポートレターが必要になりますが、被雇用者であるアソシエイトの場合には代表弁護士の雇用証明書で足ります。

Q8 外国法事務弁護士になるにはどのようにすればいいのですか。

A8 まず外国法事務弁護士となる資格について法務省に申請して法務大臣の承認を受けることが必要です。

次に日弁連に対し、外国法事務弁護士名簿への登録申請をして登録を受ける必要があります。その際、東京では、東京三会のいずれかを通じて登録申請をします。

[参考] 外弁法 7 条、24 条。

Q9 外国法事務弁護士となる資格として、どういった要件を満たす必要がありますか。

A9 外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるため、以下の基準を満たす必要があります。

- ①外国弁護士（外国での弁護士相当職）となる資格を有すること。
- ②外国弁護士となる資格を取得した後、3年以上の職務経験（注）を有すること。
- ③誠実に職務を遂行する意思を有すること。
- ④適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居および財産的基礎を有すること。
- ⑤依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。
- ⑥弁護士の欠格事由とされている事由に該当しないこと、および外国の法令によって同様の事由が生じていないこと。
- ⑦相互主義の要件を満たすこと（原資格国法の外国がWTO加盟国である場合を除く。）。

（注）上記②の職務経験の期間については、資格取得国での職務経験だけではなく、それ以外の外国であっても、適法に資格取得国の法に関する法律事務に携わった経験を算入することができます。また、日本での経験（前記Q6で説明した、日本の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士または外国法事務弁護士法人に雇用され、これらの雇用者に対し、資格取得国の法に関する助言を行う場合の労務経験に限ります。）も、2年を限度に職務経験期間に算入できます。

ただし、そのような第三国での従事期間が職務経験期間に算入できるかどうかは、最終的には法務省で審査対象とされる関係で、事前に法務省に確認をすることをお勧めします。認められた先例のある国であれば早いタイミングでご返答を頂けますが、先例がない場合、法務省内部でも検討され、承認のための結論に時間がかかる場合があります。また、先例がある場合でも、当該第三国での外国弁護士としての資格証明書および当該制度について根拠条文等（および訳文）を示す必要がありますのでご留意ください。

[参考] 外弁法9条、10条。手引9-11頁。

Q10 外国弁護士は登録要件を満たした場合に、必ず登録の申請をしなければならないのでしょうか。

A10 前記Q1の通り、外国法事務弁護士でなければ行うことができない活動を行う場合には、その登録を受ける必要があります。一方、そのような活動を行わないのであれば、外国弁護士であっても、登録を申請する義務はありません。

2. 法務大臣の承認

Q11 法務大臣の承認とは何でしょうか。

A11 法務大臣の承認とは、外国法事務弁護士となるために必要な外弁法の基準に適合することを、申請者の申請に基づき法務大臣が審査し、承認する手続です。

[参考] 外弁法 7 条。手引 4 頁以下。

Q12 法務大臣の資格承認とは、具体的にはどのような手続によって行われますか。

A12 外国法事務弁護士となる方からの申請により、承認のための手続が開始されます。正式な申請書類の提出は、申請者本人が法務省に出頭して行う必要がありますのでご留意ください。なお、これは正式な申請書類の提出であり、これに対し、事前に法務省へ相談する場合(次の Q13 で記載する予備審査を含みます。)は、代理人や事務職員でも代行可能です。

法務省で、所定の承認申請書および添付資料に基づいて、承認するための基準に適合するかどうかの審査が行われます。なお、実務的には、代理人や事務職員による事前の事実上の書類の相談を行った上で、論点を解決し必要書類を確定した後に、申請者本人が法務省に承認申請のために出頭するという手順をとるのが通例です。ただし、事前相談を行った場合でも、法務省での正式審査の際に、書類の形式的な不備がある場合には提出書類の訂正が必要となりますし、事案ごとに基準への適合性を証明するための追加資料の提出を求められることがあります。

審査の結果、申請者について外国法事務弁護士となる資格が承認された場合には、法務大臣はその旨を「承認通知書」で申請者に通知するとともに、官報で告示します。

[参考] 外弁法 8 条、11 条。手引 12 頁以下。

Q13 法務大臣の資格承認を受けるにつき、予備審査の申出の制度があると聞きました。どういった事項が相談できますか。本人でなく代理人を通じての予備審査の申出は可能ですか。

A13

(1) 予備審査について

正式な承認申請を行う前に、承認基準に適合するかどうかの判定および提出書類が適式かつ十分であるかを確認するため、申請者の申出により、法務省に予備審査を求めるすることができます。実務上、ほぼすべてのケースで、予備審査が行われています。

予備審査の申出は、原則として、正式な申請と同じ承認申請書およびその添付書類に準じた書類（申請書および添付書類の写しまたは署名前ドラフト）を提出して行う必要があります。

正式な申請とは異なり、予備審査の申出は、代理人を通じて行うことが可能ですが。本人が法務省に出頭する必要はありませんが、所定の事項を記載した委任状を提出する必要があります。

(2) 一般的相談について

また、予備審査の前の段階においては、法務省に、承認手続に関する一般的な相談や、申請に関する個別の相談をすることも可能です（その際は、事務所の事務職員を通じて行うことも一定程度は可能です。）。

より実務的な一般例をお伝えしますと、上記（2）の一般的相談（予備審査前の法務省担当者との相談）の過程において、個別事情に応じて追加で書類を用意すべきなどの指摘があることが見受けられます。その要請に対応し、資料をすべて充足していることが確認された後、法務省担当者より予備審査への移行の打診がされることが多いと思われます。

[参考] 手引 19 頁以下。

Q14 予備審査を通過すれば、本審査でも問題なく承認されると考えて良いでしょうか。

A14 予備審査では提出書類に不備がないかの審査がなされ、必要に応じて提出書類の訂正や資料の追加提出を求められることがあります。

予備審査において一応のチェックはなされるものの、承認のための正式な審査は、改めて実施されることにご留意ください。本審査時に、追加資料の提出や追加の説明を求められることもありますし、また予備審査で提出した添付書類が本申請時点で有効期限が切れている場合には新しい書類の再提出が必要となることもあります。また、本審査の段階では法務省の審査のみならず、日弁連への意見照会もなされ、意見照会に対する日弁連の回答などに応じて一定の対応が必要となる場合もあります。

Q15 承認申請時までに日本における住居を確保して引っ越しを済ませる必要がありますか。

A15 日本における住居を有していることは、資格承認の前提条件です。

資格承認の本申請の書類を申請者本人が法務省に提出する時点において、仮に日本で住居を確保していない場合は、申請時に、資格承認を受けるときまでに住居を確保する旨の上申書を提出し、承認を受けるときまでに、所有住居の不動産登記簿謄本または賃貸借契約書等、住居を確保したことを証する書面を提出する必要があります。

ただし、資格承認の本申請の時点で住居を確保していれば良く、住所地を日本として承認申請することは必須ではなく、また、在留資格を取得済みであることも必要とされません。

日本における住居についての実務的な論点については、後記 Q49 もご参照ください。

なお、外国法事務弁護士の登録後には、年間 180 日以上日本国内に在留しなければならないとされていますのでご留意ください。

[参考] 外弁法 10 条 1 項 3 号、48 条。手引 43 頁以下。

Q16 日本における在留資格はどのようなものになるのでしょうか。登録前と登録後で異なりますか。

A16 これは外国法事務弁護士の登録の問題ではなく、日本に滞在ができるかとの在留資格問題であり、したがって、個々の状況に応じて判断されます。具体的には、外国法事務弁護士として登録される前の時点では、「技術・人文知識・国際業務」、「高度専門職」、「日本人の配偶者等」等の在留資格による例があります。また、登録後は「法律・会計業務」によることができます。既に日本での永住権を取得している方であれば「永住者」という在留資格により日本に滞在が可能です。

Q17 承認申請の際にどのようなことを決めておかなければならぬのでしょうか。

A17 例えば、所属する単位弁護士会をどこにするか、複数の国での外国弁護士の資格を有する場合はどの国を原資格国とするか等を、検討する必要があります。前記 Q9 の通り、承認基準に適合することが必要となりますので、それらを充足する方法も検討し、準備する必要があります。

また、原資格国以外の指定法に関する法律事務を行うため、指定の申請をする場合は、承認申請と同時に行うこともできます。

Q18 承認申請に際して、どのような書類が必要となりますか。

A18 所定の承認申請書の他、添付書類を提出する必要があります。必要書類は法令で定められており、また、申請書および添付書類の一部は法令所定の様式で作成する必要があります、その他の定型的な添付書類についても法務省から雛形が示されています。このほか、個別の事案に応じて、追加の資料提出を求められる場合があります。様々な国や地域があるためここでその詳細を書き尽くすことは難しい点、ご理解を頂ければと思います。

なお、提出する添付書類が外国語で作成されている場合は、翻訳証明付きの日本語訳文を添付する必要があります。

[参考] 外弁法 9 条、17 条。外弁法施行規則 4 条、13 条、14 条、17 条、別記様式。手引 17 頁、27 頁。

Q19 承認申請（本申請）は、承認申請者本人が法務省へ書類を持参する必要があると聞きました。なぜ代理人を通じた本申請は認められないのですか。

A19 承認申請に際し、本人確認をしますので、パスポートなどの身分確認ができる書類の持参が求められ、かつ、法務省職員の面前で、添付書類にある宣誓書（後記 Q21 参照）を朗読して宣誓内容を確認することが求められます。そのため、正式な承認申請には、承認申請者本人が自ら法務省に出頭する必要があります。なお、法務省は、本申請の手続の円滑化のため、予め出頭希望日の連絡を入れることを奨励しています。

[参考] 手引 15、16 頁。

Q20 日本語はだいたい分かりますが、流ちょうには話せません。面接は英語でも可能でし

ようか。

A20 資格承認の申請手続は、日本語で行われます。日本語での会話が困難な場合は、通訳人を同行する必要があります。

[参考] 手引 15 頁。

Q21 宣誓書の内容はどのようなものですか。

A21 宣誓書は、①弁護士法 7 条各号に掲げる者でないことを誓約する書面、②外弁法 10 条 1 項 2 号イ～ニに掲げる者でないことを誓約する書面、③誠実に職務を遂行することを誓約する書面です。このうち、①と②は欠格事由に該当しないことの誓約です。

書式は法務省の HP に掲載されています（以下の URL 参照）。

http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html

[参考] 外弁法施行規則 4 条 2 項、別記様式。

Q22 参考書式 1－2において「(我が国において) 申請者は労務の提供を行っており、顧客に対して法律事務の提供を行っていない」旨が記載されていますが、その意味がよくわかりません。教えてください。

A22 前記 Q6 の通り、日本国内で日本の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士または外国法事務弁護士法人に雇用され、これらの雇用者に対し、資格取得国の法に関する助言を行うことは、弁護士法に反するなどしない限り、外国法事務弁護士としての登録を受ける前でも可能です。参考書式 1－2 の文言にある「我が国において申請者は労務の提供を行っており」とは、外国法事務弁護士としての登録を受ける前でも可能な労務の提供を行っている場合を指しており、「顧客に対して法律事務の提供を行っていない」とは、外国法事務弁護士としての登録を受ける前では許されていない行為がされていないことを指しています。

[参考] 手引 40 頁。

Q23 参考書式 2 を提出する場合とはどのような場合ですか。参考書式 1－2 とはどのような関係にありますか。

A23 参考書式 2 は、申請者が過去に、日本国内で日本の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士または外国法事務弁護士法人に雇用され、これらの雇用者に対し、資格取得国の法に関する助言を行ったことがある場合に、申請者本人が、かかる日本での労務提供が外国法事務弁護士の登録を要しない活動であり、かつ顧客への法務事務の提供は行っていないことを上申するものです。この参考書式 2 は、日本での労務提供を、承認基準の一つである 3 年以上の職務経験に算入しない場合も含めて、提出するものとされています。

一方、参考書式 1－2 は、3 年以上の職務経験について日本での労務提供を算入する場合に、申請者の日本での労務提供が現実になされたこと等を証明するために、申請者の雇用主が作成するものです。

[参考] 手引 40 頁。

Q24 財政的基礎を有することを所属事務所の資産で証明する場合、どういった書類を提出する必要があるのでしょうか。

A24 申請者個人の資産で証明する場合は預金残高証明書等によりますが、雇用主等の第三者の資産により証明する場合は、当該第三者が金銭的な支援を行うとする保証書およびそのための資力を有することを示す書類（直近の会計報告書または監査法人等からの財務状況を評価する書簡）を提出します。なお、直近の会計報告書であれば問題は少ないとですが、監査法人等からの財務状況を評価する書簡を提出する場合には、案文の段階で法務省に提示し相談することが推奨されているようです。また、外国法事務弁護士の登録を複数回申請する事務所の場合には、共通資料を登録しておくことで、個別の申請時には当該資料を参照すれば足りる（再度の資料提出を省略できる）制度もあります。

[参考] 手引 44、46 頁。

Q25 監査法人等からの財務状況を評価する書簡を法務省へ提出する場合、いつの時点に対する証明が必要でしょうか。

A25 原則として、会計年度末の財務数値について、直近に確定したものに対する証明が必要となります。ただし、期末から一定期間以上経過している場合には、法務省から再度の取得を要請されることもあるので、法務省と事前相談することが推奨されます。

Q26 弁護士賠償責任保険の証書は原本を提出する必要がありますか。

A26 写しを提出すれば足ります。弁護士賠償責任保険の証書に代えて、保険契約を締結している保険会社が発行する保険加入証明書（この場合には原本）を提出することも可能です。承認申請時に保険に未加入である場合は、承認を受けるまでに保険に加入のうえ保険証券の写しを提出する旨を誓約した上申書を提出します。

上記の「保険加入証明書」の原本を提出できない場合（保険会社の発行する保険加入証明書がその都度発行を受けられないような場合）には、法務省へご相談ください。

[参考] 手引 45 頁。

Q27 法務省の手引にある書類はすべて準備できたと思います。ほかに提出するものはないと思ってよいでしょうか。

A27 前記 Q14 の通り、事案に応じて、手引にある書類に加えて、補足資料などの提出を求められる場合があります。例えば、原資格国以外の第三国での職務経験を 3 年の職務経験に算入する場合には、当該第三国において、原資格国の資格により弁護士業務を行うことが認められていることを証するレターや、根拠条文の写し等の証拠提出を求められます。また、原資格国法が米国内の州法などであって、原資格国法に基づいて別の州での職務経験に算入する場合にも同様に、職務経験に係る州において、原資格国法に基づく資格で弁護士業務を行うことが認められている資料を提出するように求められます。違法な活動をしていないのに、事務所のウェブサイトの記載が審査段階で問題視された場合は、法令などに反するような内容の活動はしていない旨の上申書提出を求められるなど、さまざまな追加要請があり得ます。

Q28 最新の情報が記載されていれば、数年前の証明書類であっても申請に使用できますか。

A28 原資格国の資格についての Good Standing Certificate 等の証明書は、当該書類の有効期限内であり、かつ内容について事情変更が生じていないものである必要があります。また、原則として、予備審査または本申請の受付日から過去 3 か月以内に取得されたものであることが望ましいとされています。また、その証明書の必要通数も複数とされることがありますので、法務省と事前にご確認ください。

資格取得時に 1 度しか交付されない書類であっても、原則が 3 か月以内に取得されたものを提出するとされているので、3 か月以内に発行されたものは入手できない（したがって、過去の日付のものを提出する）旨の上申書を提出する等、個別具体的な事情に応じた対応を法務省と協議する必要が生じることもあり得ます。

[参考] 手引 35 頁。

Q29 最初に法務省に相談してから、色々な事情で承認申請までに半年以上要してしまいました。相談当初に手配した書類だけで申請できますか。

A29 前記 Q28 の通り、本申請時において、書類が有効期間内にある必要があります。したがって、予備審査時に提出済みの書類であっても、本申請時に有効期間が経過していれば、取得し直す必要があります。例えば、保証を表明していたり、支払能力があることを証明する書類の場合は、数か月以上経過すると再取得が必要になることもあり得るため、事前に法務省に確認するなど、注意してください。

Q30 承認申請のために日本を訪問した後、手続がすべて終了するまで日本に継続して滞在する必要がありますか。

A30 前記 Q19 の通り、承認申請時に本人として法務省に出頭するため、一時的に来日することは必要ですが、予備審査の期間中も、本申請の手続後においても、日本に継続して滞在している必要はありません。

ただし、外国法事務弁護士の登録後には、年間 180 日以上日本国内に在留しなければならないとされていますのでご留意ください。

[参考] 外弁法 48 条。

Q31 法務省でのこれらの手続を含めて、外国法事務弁護士の資格承認および登録を得るまでにどれくらいの期間を要しますか。

A31 資格承認のための手続につき、法務省は、予備審査手続が 2 週間以内、本申請書の提出後の承認審査手続に 2 ヶ月以内との標準処理期間を公表しています。なお、この承認審査手続（2 ヶ月以内）には、日弁連への求意見のための期間を含みます。ただし、上記の標準処理期間は目安であるとされており、個別事案毎に相違する場合があります。また、申請内容に疑義や問題点があった場合などには、より長い期間がかかることがあります。

また、実務的には、予備審査または本申請の前の事前相談において、原資格国法に応じた必要書類の要請や内容検討がなされ、これらが解決・準備できた後に予備審査の開始または正式な承認申請が行われますが、上記の標準処理期間には、かかる事前準備の期間は含まれていません。

また、後記 Q36 以下の通り、法務省での審査が終了した後、単位弁護士会を通じて日弁連への外国法事務弁護士名簿への登録を申請し、登録を受ける必要があります。したがって、実務的には、法務省に相談を開始した時点から外国法事務弁護士の登録が完了するまでに最低でも 6 ヶ月程度、通常は 8 ヶ月以上の期間を要していますし、書類の追完や説明などを求められれば、更に期間を要します。

[参考] 手引 12 頁。

Q32 これら手続が上記の期間内に終わらないことはありますか。時間がかかるとすれば、どのような理由からでしょうか。

A32 法務省での予備審査の申出も本申請も、書類が受理された後、法務省において月 1 回開催の委員会で審査がされることとなっています。本申請については日弁連に対して意見照会がなされ、日弁連（および単位弁護士会）が意見を述べることとなります。また、法務省での承認の後、日弁連および単位弁護士会で外国法事務弁護士の登録の審査が別途されます。その際、日弁連では、月 1 回開催の委員会で審査がなされ、日弁連理事会で承認するとの手続きとなります。

申請後に、申請書類の修正や追加が必要となった場合に、月次の法務省または日弁連の委

員会までに書類提出が間に合わなければ、翌月の委員会まで待つ必要があるため、審査に時間を要し、上記の期間内に終わらないことがあります。

Q33 これらの手続にどれ位の費用が掛かりますか。

A33 法務省の承認申請の手数料は 27,500 円、指定申請の手数料は 13,400 円です。なお、予備審査については、手数料はかかりません。これらの手数料の他に、各種証明書の発行手数料等の実費が掛かります。

なお、上記には、日弁連または単位弁護士会の入会金等は含まれていません（後記 Q41 をご覧ください）。

[参考] 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法関係手数料令 1 条、2 条。

Q34 法務大臣の資格承認がされたとき、通知でそれを知りますか。

A34 法務省は、承認申請を受理した後、日弁連からの意見回答を得て申請を承認するか否かを決定し、資格承認をすると決定した場合、申請者本人にその旨通知します。また、官報での告示もなされます。

[参考] 外弁法 11 条。手引 19 頁。

Q35 資格承認の通知を得た後、如何なる手続をすれば良いですか。

A35 法務大臣の資格承認の後は、外国法事務弁護士への名簿への登録を受けるための申請が必要です。申請は承認に関する告示の翌日から 6 か月以内に、単位弁護士会を経由して、日弁連に対して登録に必要な書類を提出して行います。

なお、外国法事務弁護士として活動できるのは、法務省からの承認通知書を受領した時点ではなく、日弁連での外国法事務弁護士の登録を完了させた後であることに十分ご留意ください。

[参考] 外弁法 12 条、24 条、25 条。手引 19 頁。

3. 単位弁護士会と日弁連への登録

Q36 日弁連への登録申請は単位弁護士会を通じて行うと聞きましたが、単位弁護士会はどこでもいいのですか。

A36 事務所の所在地に係るいずれの単位弁護士会を通じても登録申請が可能です。入会を希望する単位弁護士会を通じて日弁連に登録申請を行い、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録された時点で、日弁連および単位弁護士会に入会することになります。通常は、法務省に提出した資格承認申請書に記載した入会希望弁護士会を通じて、登録申請を行うことになるかと思います。

Q37 書類はすべて単位弁護士会へ提出すると伺いました。連絡先はどこですか。

A37 一弁の場合、会員課が担当窓口です。霞ヶ関の弁護士会館 11 階の一弁の事務局にお越し頂くか、またはお電話で気軽にご相談ください（電話：03-3595-8580）（なお、日本語での対応となります。）。職員が親切に対応してくれます。

窓口の受付時間：9:30～12:00、13:00～16:30

電話の受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

Q38 一弁への連絡や登録申請の際に、申請者本人が出頭することは必要ですか。また、登録申請に必要な書類について、教えてください。

A38 一弁への連絡および登録申請については、代理人または事務員の方が行うことができ、申請者本人が出頭する必要はありません。なお、登録申請書類は、一弁の窓口において提出する必要があります。

登録申請に必要な必要書類は、日弁連の以下の URL に掲載されていますので、それをダウンロードして記載してください。

https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/membership/foreign/about_registration.html

また、一弁に連絡し、必要書類等のリストや書式の交付を受けることもできます。なお、弁護士会によって必要書類について異なる点がありますので（例えば、原資格国における Good Standing Certificate 原本の必要通数等）、必ず一弁の必要書類を確認するようにしてください。

登録申請の書類として、以下が必要とされます。

- (1) 入会申込書（一弁宛て）
- (2) 外国法事務弁護士名簿登録請求書
- (3) 添付書類
 - ① 履歴書
 - ② 外国法事務弁護士となる資格を有することを証明する書面
 - ③ 外国弁護士として受けた賞罰およびその職務上の監督機関によるその職務歴に関する書類

- る評価を記載した書面
- ④ 弁護士法第7条各号に該当しない旨を証する書面
 - ⑤ 推薦状
 - (注) 2名の推薦者（一弁所属の弁護士会員または外国法事務弁護士会員）からの推薦が必要です。
 - ⑥ 誓約書
 - ⑦ 写真（縦11.5cm×横8cmが1葉、縦9cm×横6cmが3葉。申請前6か月以内に撮影したもの）
 - ⑧ 外国特別会員基本規程11条3項の書面
 - ⑨ 外国特別会員基本規程11条4項の書面および書類（誓約する書面9-1、誓約する事項を証する書類9-2）
 - ⑩ 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（職務上の氏名を使用する場合）

Q39 東京で外国法事務弁護士事務所を開設する場合、東京三会のいずれを通じて登録申請が可能ですか。

A39 東京三会のいずれを通じても、登録申請が可能です。

Q40 単位弁護士会に登録申請をした後、認められるまでにどのくらいの時間がかかりますか。東京三会いずれに申請するかで、所要期間に相違がありますか。

A40 法務省による資格承認を受け、必要書類がすべて整い単位弁護士会に申請が受理された後、登録が認められるまで、概ね1~2か月程度を要します。

日弁連では、月1回開催の委員会で審査がなされ、日弁連理事会で承認するとの手続きとなります。

東京三会のいずれに申請するかで、所要時間に特に違いはありません。

Q41 入会金や会費等についても、教えて頂けますか。

A41 日弁連への登録料が30,000円、一弁への入会金が30,000円のほか、登録免許税60,000円が掛かります。指定法申請を併せて行う場合は1つの資格追加につき5,000円の費用が掛かります。この他、写真代等の実費が掛かります。

登録後の弁護士会費（日弁連会費および一弁会費の合計）は月額27,950円、および新会館特別会費が月額10,000円（適用ある場合※）となっています。

※ 2018年4月以降の新入会員その他一定の場合については、新会館特別会費の納入は免除されます。

Q42 一弁における、外国法事務弁護士の登録手続に関する取組みについて教えてください。

A42 一弁では、より多くの外国法事務弁護士の皆様に、当会の会員となっていただけるよう、サポートをさせていただきます。

法務省の承認および当会の登録に関して、気になる事項があれば、一弁の会員課（前記 Q37 参照）へ遠慮なくご相談ください。霞ヶ関の弁護士会館 11 階の一弁の事務局にお越し頂くか、またはお電話でのご照会も可能です。

また、外国法事務弁護士となる皆様、および登録手続を扱う法律事務所のスタッフの皆様の負担を軽減できるよう、一弁では、制度の改善を図っています。最近の取組みの例は以下の通りですが、今後も皆様のご要望も取り入れ、継続して制度の改善に努めてまいります。

- (1) 外国法事務弁護士の登録は常議員会決議事項であったのを、会長・副会長の理事会での決議事項に変更し、機動的に登録手続を進められるようにしました（2017 年度）。
- (2) 一弁登録に際して行われる宣誓式（後記 Q53）について、通訳人の帯同を不要とした（2020 度）。
- (3) 外国法事務弁護士の登録申請に必要な推薦者の資格について（前記 Q38 の(3) 添付書類⑤参照）、当会所属の弁護士会員だけでなく、当会所属の外国法事務弁護士会員でも可能となるよう、関連会規の改正を行いました（2020 年度）。

Q43 法務大臣からの資格承認を得たのに、外国法事務弁護士の名簿への登録が拒絶されるような場合がありますか。

A43 登録請求者が、弁護士会もしくは日弁連の秩序もしくは信用を害するおそれがあるとき、または次のいずれかに該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適性を欠くおそれがあるときは、登録が拒絶されることがあります。

- ① 心身に故障があるとき
- ② 弁護士法 7 条 3 号に定める処分を受けたものが、その処分を受けた日から 3 年を経過した後に請求したとき

Q44 私は海外でローファームに所属していますが、そのローファームでは弁護士以外の者にも持分や議決権が与えられています。このことは、外国法事務弁護士としての登録に影響を与える可能性はありますか。

A44 日本では、非弁護士との提携の禁止は外国法事務弁護士にも適用され、ABS（Alternative Business Structure。弁護士以外の者に持分や議決権を与える法律事務所の形態をいいます。以下同じ。）に所属する外国法事務弁護士が日本国内で外国法に関する法律事務を行う場合に問題が生じるおそれがあります。

これをうけて、日弁連の会規では、外国法事務弁護士が投資型 ABS（法律事務所の業務に参加しない非弁護士からの出資を認めるもの）に所属することは禁止されます。また、業務参加型 ABS（法律事務所の業務に参加する非弁護士に出資を認めるもの）については、

一定の厳格な要件のもとでのみ、これに所属することが許容されます。所属が禁止される事業体に所属したままでは、法務大臣からの資格承認を得ても、登録が認められません。

外国法事務弁護士が登録申請を行うにあたり、法律事務の処理を目的とする外国の事業体に所属している場合には、その事業体が以上により所属を禁止される事業体に該当しないことを示すための一定の書類を提出する必要があります。

これらの書類については、法務省による資格承認についての予備審査の申出と同時に、またはその前に、ドラフトを提出することにより日弁連の事前の確認を受けることができます。

詳細については、以下のリンクをご参照ください。

https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/membership/foreign/abs_info.html

4. 申請に際しての注意事項について

Q45 外国法事務弁護士名簿への資格承認・登録申請に際し、特に注意すべき事項はありますか。

A45 資格承認・登録申請前に、または資格承認・登録の申請中に、ホームページでの掲載事項や、名刺の記載、日本における居住場所等、様々な場面で留意が必要です。具体的には以下に記載します。

Q46 資格承認・登録申請前にまたは資格承認・登録の申請中における、ホームページでの掲載において留意すべき事項を教えてください。

A46 外国法事務弁護士としての登録を受ける前には、原資格国法に関するものであっても法律事務を行うことはできず、その違反は刑事罰の対象となります。

また、違法に法律事務を行っている場合には、資格承認の要件としての「誠実に職務を遂行する意思」(外弁法 10 条 1 項 3 号) を欠くものとして、資格承認を受けられないことがあります。

申請者においては、以上の点を踏まえて、原資格国法に関するものを含めて法律事務を行うことがないように留意するとともに、ホームページの記載についても、違法な法律事務を行っていないのにそれを行っていると誤解されるような記載をすることは避けるべきです。

法務省は審査にあたってホームページのチェックは必ず行うと注意を喚起しています。チェックの観点は、外国法事務弁護士の登録がないにもかかわらず、顧客に対する法律事務の提供や顧客の代理を日本で行っているかのような表現があるかどうかという点であると思われます。

パートナーの場合は、赴任前から日本におけるパートナーという記載をしている場合、顧客に対する法律事務の提供や顧客の代理を日本で行っているのではないかという疑義を持たれるようです。アソシエイトであっても、日本企業名や事件名を挙げて大型案件を処理したという経験をアピールをする記載が問題視されることもあると聞いています。

また、日本に長期間滞在し、弁護士や外国法事務弁護士を補助する業務を行う場合について、その点の説明を付することなく、「ニューヨーク州弁護士」等と表示することも、顧客に対する法律事務の提供などの許容されていない行為を行っているとの疑義を招くような記載となりうるので、避けるべきと考えられます。

Q47 資格承認・登録申請前にまたは資格承認・登録の申請中における、名刺の記載について留意すべき事項を教えてください。

A47 Q46 と同様に、外国法事務弁護士としての資格を有しないのに、日本で違法な業務を行っているかのように誤解されるような記載は避けるべきです。

Q48 過去に、法務大臣による資格承認を得たのちの日弁連での登録申請において、審査に想定外を超えて時間を要したり、問題が指摘されたようか事例があれば、支障のない範囲で教えてください。

A48 審査会は毎月一度の開催のため、書類を提出し、受理がされたタイミング次第で審査までの時間が長くなりがちであり、提出物に何等かの問題点の指摘がある場合はその都度期間は長引いていきます。2、3ヶ月はみておいたほうが安全と思われます。

Q49 海外から日本に転居してまいりますが、留意すべき事項はありますか。

A49 前記 Q15 の通り、日本で住居を確保することは法務省での登録申請のために必要となります。

なお、法務省の資格承認を得て外国法事務弁護士としての登録を完了していない時点では、わが国で法律事務の提供をすることも、弁護士や外国法事務弁護士から法律事務に関する報酬の分配を受けることも禁止されています。

特にパートナーとして新たに日本で執務をすることを予定する場合には、以上の点を考慮して、資格承認の申請時にはわが国での住居を確保しつつ、わが国にて居住を開始する時期をできる限り遅くすることも一つの方法です。この来日のタイミングは、予備審査に際し法務省担当官と相談しておくことが望ましいです。

Q50 私は日本で自分の事務所を一人で開設したいと思っています。その場合、どのような点に留意すべきなのでしょうか。

A50 手引には、単独で事務所を開設する場合を想定した必要資料について、説明がなされています。不明な点については、法務省の事前相談を利用することができますし、また一弁の会員課（Q37 参照）に遠慮なくご相談ください。

[参考] 手引 17 頁、42 頁。

Q51 外国法事務弁護士同士で日本において交流するような機会はありますか。日本における情報交換も兼ねて参加したいと思っています。

A51 国際業務委員会では、例年、東京弁護士会・第二東京弁護士会と共同して、外国法事務弁護士と日本の弁護士との交流を目的とし、国際セミナー・パーティーを開催しています（2020 年度はコロナ禍のために開催しないこととなりました。）。

5. 登録が認められた後の手続

Q52 日弁連および単位弁護士会で登録が認められた後、さらに何か必要な手続がありますか。

A52 単位弁護士会から登録通知がなされることで、外国法事務弁護士として活動を開始することが可能となります。なお、登録後に、事務所の設置に関する届出書を、法務省に提出する必要があります。

その後は、一定の事実に変更が生じた場合等に届出が必要となるほか、変更がなくとも 2 年ごとに一定の書類を法務大臣に提出しなければなりません（いわゆる「二年次報告」）。

[参考] 外弁法施行規則 9 条。手引 65-71 頁。

Q53 一弁においては入会にあたり宣誓式があると聞きました。これはどのような手続ですか。

A53 一弁では、新たに加入する弁護士会員および外国法事務弁護士会員に会場にお集まりいただき、宣誓式を行っています。宣誓式は、一弁の創立後 10 年目にあたる 1933 年から続く、伝統ある行事です。

宣誓式では、新入会員代表者による宣誓書朗読と、各新入会員による宣誓書・新入会員署名簿への署名が行われた後に、一弁会長による会規趣旨の説明および常議員会議長からの祝辞がなされ、これに対して新入会員代表者から答礼挨拶を行います。

Q54 日本語ができない場合には、入会宣誓式に通訳人を連れていく必要がありますか。

A54 2020 年 8 月より運用が変更されており、現在、入会宣誓式に通訳人を帯同する必要はありません。

また、日本語に不慣れな外国法事務弁護士会員の方のために、宣誓式での宣誓書、挨拶、祝辞等の内容については、英語訳を付した資料をご用意しております。

なお、上記の取り扱いを明確にするため、2021 年 2 月開催の臨時総会において、日本語に通じない外国法事務弁護士会員の発言について、当会が認めた場合は通訳人を不要とすることができる旨の関連会規の改正が行われています。